

## 資料 2 : 各都道府県等にご協力いただきたい事項

### 1. 救済事業への行政協力

- ひかり協会が行う森永ミルク中毒事件被害者の救済事業については、かねてより御高配をいただいているところです。

厚生労働省からも、以下の3つの通知を発出し、都道府県等に対し救済事業への行政協力を依頼しています。

- 「(公財) ひかり協会の行う事業に対する協力について (依頼)」 **参考資料 1**

平成 25 年 2 月 27 日付け食安企発 0227 第 1 号食品安全部企画情報課長通知(平成 3 年 7 月 8 日衛食第 91 号通知の一部改正)

- 「(公財) ひかり協会の行う施設入所等の取組に対する協力について (依頼)」

**参考資料 2**

平成 25 年 2 月 27 日付け食安企発 0227 第 2 号食品安全部企画情報課長・障障発 0227 第 2 号障害保健福祉部障害福祉課長通知(平成 19 年 1 月 22 日食安企発第 0122001 号・障障発第 0122001 号通知の一部改正)

- 「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の介護サービスの利用等に関する相談への協力について (依頼)」 **参考資料 3**

平成 25 年 2 月 27 日付け食安企発 0227 第 3 号食品安全部企画情報課長・老高発 0227 第 1 号老健局高齢者支援課長・高振発 0227 第 1 号老健局振興課長・老老発 0227 第 2 号老健局老人保健課長通知

- また、高齢期を迎えた障害のある被害者が直面している「生活の場の確保」に関連して、前掲の施設入所等に関する通知を再度周知するため、各都道府県に対し以下の通知を発出しました。

- 「(公財) ひかり協会による森永ひ素ミルク中毒被害者の施設入所等の取組に対する協力について (依頼)」 **参考資料 4**

平成 28 年 9 月 26 日付け事務連絡

この事務連絡においては、

- ・ 取組の具体例を示した上で、積極的な行政協力の継続
- ・ 実際に支給決定等の事務を行う市町村への関係通知を含めた周知を依頼しています。

この趣旨を十分御理解のうえ、具体的には以下のような御協力をお願いします。

- ・施設入所やグループホーム等の利用希望被害者が円滑に入所・利用できるように積極的な行政協力を行う。
- ・医療的なケアが必要となり、一時的に施設を退所せざるを得なくなった被害者が、治療後スムーズに元の安定した生活の場に復帰できるよう調整を行う。

■ 参考：生活の場の確保が特に必要とされている事例

- ① 単身生活を行っていたが、心身機能の低下により手術が必要となり入院。その後リハビリのため入院継続していたが、150日を経過したため、病院から退院を促される。

しかし、主治医からは「自宅に戻っての生活は難しい」との意見が出され、やむを得ず、一旦老健施設に入所となった。他の入所者は、本人に比べて高齢であり、施設での生活がストレスとなっている。本人は慣れ親しんだ地域での生活に復帰することを希望しており、「生活の場」の確保が必要となっている。

- ② 障害者向け施設に入所していたが、肺炎で入院した。主治医から、誤嚥性肺炎のおそれがあり、胃ろうを造設するように勧められたため手術を実施。

病院からは、退院先を探すよう求められる一方、元の施設では、胃ろうの増設により医療的ケアが必要になったため、受け入れできないとの考えが示された。やむを得ず、入院を継続しており、早急に「生活の場」の検討が必要となっている。

## 2. 「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」について

- 森永ミルク中毒被害者は60歳代になられ、保護者の高齢化や社会情勢の変化等に伴い、救済事業は一層重要性を増しています。なかでも障害のある被害者に対する救済事業は、保健福祉サービスの提供等の行政協力が当該事業を推進する上で必要不可欠です。

- そのため、ひかり協会は救済事業の一環として、これら障害のある被害者の具体的なニーズを把握し、これらを記載した「森永ひ素ミルク中毒被害者等対策対象者名簿」を協会地区センター事務所等から関係都道府県窓口課に提出しているところです。

各都道府県で保管管理されている当該名簿について、個人情報取り扱い上、問題がなければ名簿の写しを被害者が居住する市町村に交付してください。

### 3. 行政機関・協会地区センター事務所等との連絡調整

■ 救済事業に関する行政協力を円滑に推進するためには、担当窓口課のみならず、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局、保健所等の関係機関、障害のある被害者の存在する市町村の関係部局や都道府県労働局等、極めて広範囲の行政機関並びに協会地区センター事務所等と十分な連絡調整を図ることが必要です。引き続き、関係者による懇談会の開催等によって、定期的な連絡の場をもたれるよう特段の御配慮をお願いします。

■ また、提出のあった「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」の保管及び活用については、プライバシー等個人情報の保護に十分留意しながら協議検討し、障害のある被害者に対して、適切な保健福祉サービス等の提供が行われるよう御配慮をお願いします。

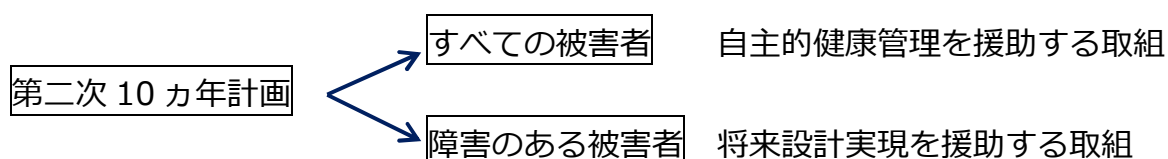
なお、協会地区センター事務所等から当該連絡調整の場への参加の要望、及び協会が主催する地域救済対策委員会等に出席依頼があった場合には、積極的に対応されるようお願いいたします。

### 4. ひかり協会における「第二次10カ年計画」への理解・協力

■ 関係都道府県市におかれましては、障害者の方々が円滑に障害者自立支援制度を活用していただけるよう、関係部局と十分な連携のもとに対応されるようお願いいたします。

■ また、「40歳以降の救済事業」を効果的に進めるため、平成13年度から平成22年度を計画期間としてひかり協会において策定された「第一次10カ年計画」は平成22年度をもって終了しました。

現在は、平成23年度から32年度を計画期間とした「第二次10カ年計画」が策定され、現在この計画に基づいた2つのブロック年次計画（「すべての被害者の自主的健康管理を援助するブロック年次計画」及び「障害のある被害者の将来設計を実現するブロック年次計画」）が、平成26年度から進められておりますが、本計画が円滑に実施されるためにも、行政協力は必要不可欠となっておりますので、関係都道府県市におかれましては特段の御協力をお願いします。



## 5. 健康管理手当の収入認定について

- 以下の通知のとおり、ひかり協会が創設した「健康管理手当」は、生活保護制度上収入として認定しない取扱いとなりますので、必要な事務が円滑に進められるよう、関係者に周知していただきますようお願いいたします。

- 「ひかり協会が「自立奨励金」の見直しにより創設した「健康管理手当」の周知と同手当の生活保護制度における取扱いについて」 [参考資料5](#)

平成 27 年 11 月 27 日付け生食企発 1127 第 1 号生活衛生・食品安全部企画情報課長通知（平成 26 年 8 月 28 日食安企発 0828 第 2 号の一部改正）

## 6. 住所不明者の情報提供について

- 以下の通知のとおり、住所不明者の情報提供について、各自治体において通知の内容を踏まえ、御協力いただきますようお願いいたします。

- 「森永ひ素ミルク中毒被害者の住所不明者の情報提供について（依頼）」  
[参考資料6](#)

平成 26 年 12 月 3 日付け食安企発 1203 第 2 号食品安全部企画情報課長通知

## 7. 障害福祉制度における給付と介護保険制度との適用関係

- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係については、以下の通知によって適用関係に係る留意事項が示されているところです。関係部局と連携の上、その運用に遺漏がないよう、御対応をお願いいたします。

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について [参考資料7](#)

平成 27 年 3 月 31 日障企発 0331 第 1 号・障障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長障害福祉課長通知（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号の一部改正）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について [参考資料8](#)

平成 27 年 2 月 18 日付け事務連絡

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について [参考資料9](#) 平成 29 年 7 月 12 日付け事務連絡

## ■ 上記事務連絡の具体的な考え方

- ① サービスの支給決定に際しては、市町村において、サービスの利用に関する具体的な内容や意向を把握した上で、個々の障害者の状況に応じたサービスが提供されることが必要である。

65歳を超えるまで、障害福祉サービスを利用していなかったものに対して、個々の障害者の状況を勘案せずに、介護保険サービスと障害福祉サービスの併用を認めない取り扱いは適当でない。

- ② 支給決定の際、公平性の観点から、一定の支給決定基準を設けることは適当であると考えられるが、その基準に該当しないことのみをもって、支給しないとすることは適当でなく、申請者の個別の状況によって決定されるものである。

## ■ 対照的な2つの事例

- ① 住宅型の有料老人ホームに入所中の被害者が、「実家に帰省したい。協会の行事に参加したい」とのニーズを持っている。施設管理者からは、「介護保険制度の小規模多機能型居宅介護の訪問という形でヘルパーが付き添えるが、近隣で短時間のみの利用で長時間の移動は難しい」との説明を受けた。

障害福祉サービスの「移動支援」を併給できないかを自治体の障害福祉関係課と介護保険関係課に確認したところ、「小規模多機能型居宅介護の訪問は移動支援に類似しているので、移動支援を使うと重複することとなるため利用は不可」との回答であった。

さらに、障害福祉関係課より「今年度から公平性の観点と財政の問題からも、併給に該当していた障害者については、介護保険にない同行援護と就労支援以外はすべて介護保険のみのサービスに切り替えた」との回答がなされた。

- ② 単身生活をしながら就労継続 B 型に通所している被害者が、事業所から「65歳になるとデイサービスなど介護保険サービスが優先され、障害福祉の入所も通所もできなくなる」との説明を受けた。

それを受けて障害福祉関係課に確認すると、「機械的に今すぐ移行を強制するものではない。適用関係の通知もあり、介護保険で賄えないサービスは障害福祉サービスで補てんすることを約束する。障害福祉と介護保険の担当課でコンセンサスを得て対応可能な状態としている」との回答があった。

## 8. 保健福祉サービス等に関する行政協力について

- 被害者のニーズは、被害者自身の加齢、保護者の高齢化等が相まって変化しており、介護のためのホームヘルパー等を必要とする重度な被害者から就職及び生活訓練の場を希望する被害者まで多種多様です。

- 各々の被害者のニーズに応えるためには、被害者の障害や症状に応じた的確な判断が必要なことから、医療、保健、障害福祉、介護保険等を所管する部局や保健所、福祉事務所等の関係機関や市町村、都道府県労働局等と連携しつつ、また、「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者名簿」及び「森永ひ素ミルク中毒被害者対策対象者要請内容」に記載された内容を踏まえ、積極的に対応されるようお願いいたします。